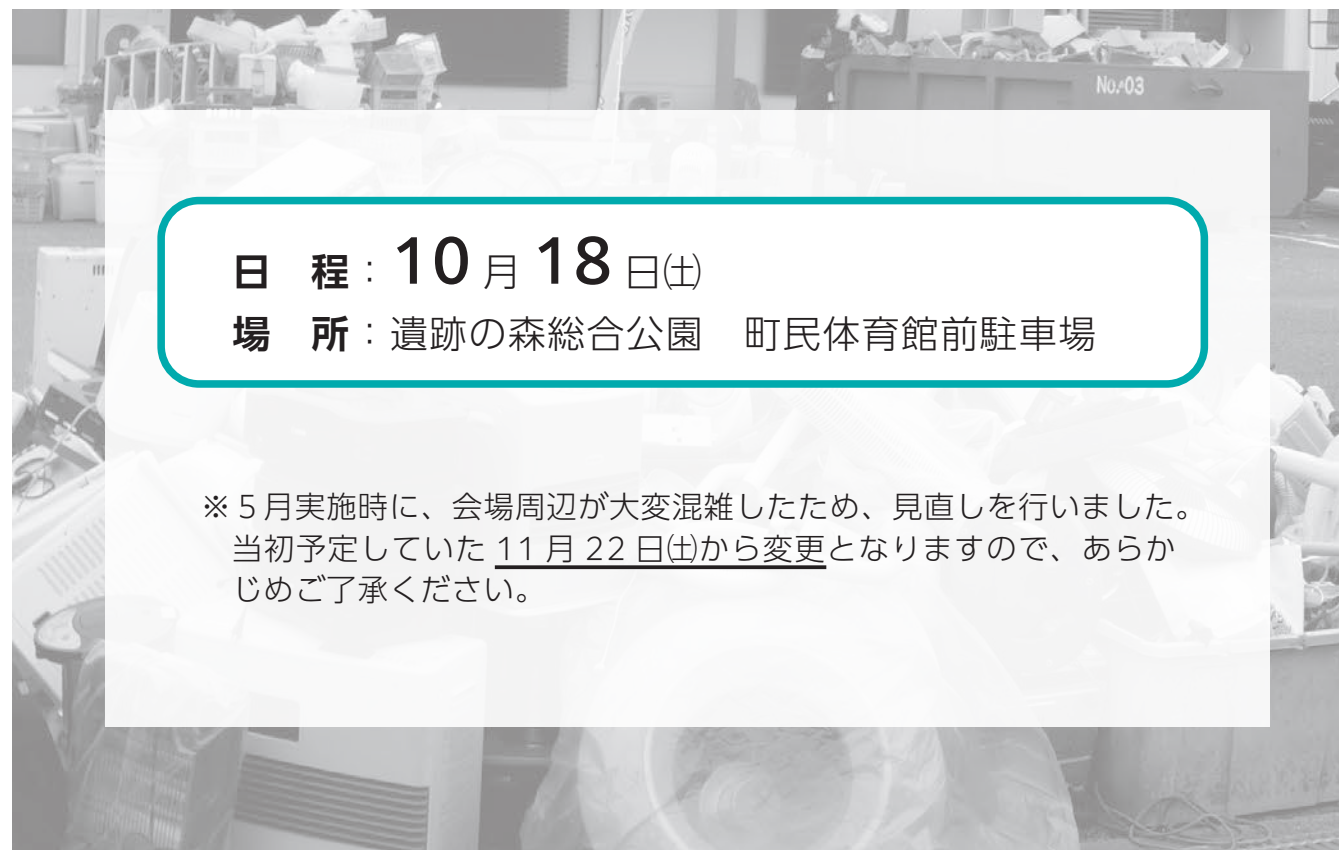


10月18日(土)は「小型家電等の回収日」です。

小型家電等の回収は、以下のとおりとなります。詳細は、広報みさと 10月号でお知らせします。



日程：10月18日(土)

場所：遺跡の森総合公園 町民体育館前駐車場

※5月実施時に、会場周辺が大変混雑したため、見直しを行いました。
当初予定していた11月22日(土)から変更となりますので、あらかじめご了承ください。

野焼きは禁止されています！

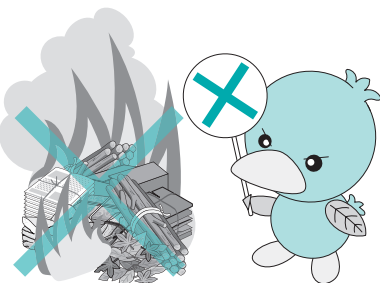
家庭ごみは、正しく分別して、指定日にごみ収集所へ出しましょう。

ごみを燃やすと、煙や悪臭が発生します。こうした行為は住民トラブルを招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に害を及ぼします。

家庭から発生したごみは、正しく分別し、指定日にごみ収集所へ出すか、小山川クリーンセンターへ直接搬入してください。

野焼きとは…

- ◎ドラム缶などを使用しての焼却
- ◎地面に穴を掘っての焼却 など



こんな苦情が
多く届いています!!

近所の人々が庭でゴミを燃やしていて、煙がすごくて困っている。

洗濯物に臭いが付いてしまう。



違反すると罰則があります！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する焼却行為を行った場合、行為者に対して5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

※やむを得ないものとして、農業、林業、漁業を営むために行う野焼きは、法律上例外として認められていますが、煙や臭い、風向きなど近隣の迷惑にならないよう、配慮してください。
※周辺のかたから苦情が寄せられた場合、認められている焼却行為や消防署へ連絡している焼却行為であっても注意などを行うことがあります。

ルールやマナーを守って犬を飼いましょう

狂犬病予防注射が未接種の犬の飼い主へ、8月末に確認通知を送付しました。

狂犬病予防注射が済んでいない犬は、狂犬病予防注射を受けてください。注射が済んでいて、証明書をお持ちの方は、窓口で狂犬病予防注射済票（交付手数料 550円/頭）の交付手続きをしてください。

①犬を飼い始めたときや変更があったときは、手続きをしましょう

以下の場合、手続きが必要です。

- ・犬を飼い始めたとき（交付手数料 3,000円/頭）
- ・犬が狂犬病予防注射を受けたとき（交付手数料 550円/頭 ※毎年必要です）
- ・犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所、氏名が変更になったとき
- ・美里町に転入されたとき（前住所地で交付された鑑札をお持ちください）
- ・獣医師の診断で、飼い犬が狂犬病予防注射を受けられないとき（証明書をお持ちください）



②犬のふん尿は、後始末をしましょう

散歩の際は、ふんの持ち帰り袋と尿を洗い流す用の水を持ち、犬のふん尿を放置しないでください。ふん尿を放置することで、道路標識の腐食が進んだり虫が集まったりします。

「手ぶらで散歩している」「ふん尿の後始末をしない」などの苦情が多数寄せられています。飼い主のかたは、散歩時のマナーを守りましょう。

③犬に、リードや縄を付けましょう

犬の放し飼いは絶対にやめましょう！ 犬が自宅を訪問した人を噛んでしまった場合、犬の飼い主に管理責任が問われる場合があります。散歩の際も、リードや縄をつけましょう。

犬の飼い方など気になることは、埼玉県動物指導センター（☎048-536-2465）または、本庄保健所（☎22-6481）へご相談ください。

問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115

9月21日(日)から30日(火)は、秋の全国交通安全運動期間です！

自動車や自転車に乗るときは、周囲の安全を確認して走行しましょう。

特に、見通しの悪い交差点を通過するときは、停止または停止可能な速度で進行して、周囲の安全確認をしましょう。

◎自転車も自動車も、思いやりのある運転をしましょう。

◎自転車に乗る際は、ヘルメットを正しく着用しましょう。

◎夕暮れ時や夜間の外出は、ライトを点灯しましょう。

◎見通しの悪い場所は、一度止まって安全に通行できるか確認しましょう。



問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115